

【改正埼玉県暴力団排除条例について】

社会における暴力団排除の機運が高まり、更なる暴力団排除対策の推進を進めるべく、平成30年4月1日より、改正埼玉県暴力団排除条例（改正暴排条例）が施行されました。

本稿では、埼玉県暴排条例の改正内容を概観してみたいと考えています。

1 暴力団排除特別強化地域の指定

改正暴排条例では、大宮駅周辺の一部地域が暴力団排除特別強化地域に指定されました。大宮駅周辺は、県内でも随一の繁華街、歓楽街として知られ、多くの飲食店・風俗店等が集まることから、暴力団員による一般市民への客引き・ぼったくり等のみならず、事業者に対する「みかじめ料」「用心棒料」等の徴収の活動も活発であり、当該地域が特別強化地域として規制強化の対象とされています。

改正暴排条例では、特定地域内で風俗営業等を営む者（特定営業者）に対して、①暴力団員を客に接する業務に従事させること、②暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること、③用心棒の役務の提供又は営業を営む事の容認の対償として利益の供与を行うことを禁止しています（22条の3、なお、暴力団員による対向的行為も22条の4で禁止されています）。

そして、「相手方が暴力団員であることの情を知って」上記禁止行為に違反した者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が科せられ（32条）、特定営業者に対する直罰規定が定められました（事業者については自主減免規定があります）。なお従来は、一定の場合における公表・勧告による制裁はあったものの、罰則は設けられていませんでした。

これにより、事業者の側においても、就業規則における反社会的勢力との決別を内容とする条項の制定や、従業員や採用予定者に対する（反社会的勢力でない旨の）誓約書を徴求するなど、一層の暴力団排除に向けた積極的な取り組みが求められることになると考えられます。

2 行政命令事務の迅速化

また、改正暴排条例では、暴力団事務所への青少年の立ち入らせの事案において公安委員会は、中止命令の発出事務を警察署長に委任することが可能となりました（30条1項、2項、17条）。

さらに、中止命令に関し、埼玉県行政手続条例第3章の規定が適用除外されることで従来は必要とされていた公安委員会による弁明の機会の付与は不要となりました。

これらの改正によって、一層の行政命令事務の迅速化を図ることが期待できることに



なります。

3 まとめ

埼玉県暴排条例が改正されることで、暴力団排除対策が一層推進されることが期待されますが、暴力団排除に向けた基本的な取り組み、考え方が変わるわけではありません。

これまでと変わらぬ「安心・安全」な町づくりに向けて、警察・行政・法曹関係者・市民が一体となって取り組むことが肝要であることは言うまでもありません。

私も、弁護士になる前の司法修習の時代からさいたま市に住んでおり、大宮に飲みに行くと考えただけでテンションが上がってしまいます。いつまでも、健全で楽しい南銀であってほしいと切に願うとともに、弁護士として自分がどのようなことができるか、考えつつこれからも南銀に行きたいと思えます。

寄稿者

さいたま市浦和区高砂3丁目6-19

山本正士法律事務所 ☎ 048-822-6693 FAX 048-824-0813

埼玉弁護士会所属

田中 正人 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.110」から編集したものです。